

大阪市立阿武山学園（給食調理補助業務）会計年度任用職員要綱

1 目 的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、（大阪市立阿武山学園給食調理補助業務）会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

①筆記試験

②面接

3 任用期間の更新について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

4 勤務時間等について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

勤務日数及び時間

「勤務日数」

1日7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日

（阿武山学園長が指定する日）

「勤務時間」

午前9時間～午後5時15分（休憩時間45分を含む）

学園の開所時間の範囲内で調整することがある。

附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。